

豊島区広報

No 120
昭和 34. 10. 17
東京都豊島区役所

お年寄りのいこいのひととき (敬老会風景)



区議会臨時会

追加予算九、八七四万余円

監査委員・教育委員決まる

去る十月八日再開の臨時区議会において、次の議案(同意)が附議されました。

一、昭和三十四年度東京都豊島区才入才出追加予算案。右は提案どおり議決された。

一、東京都豊島区監査委員選任同意の件。(議員中より選任する監査委員)

右は、矢島博文議員が選任することに、同意された。

一、東京都豊島区教育委員

各特別区が「国保」を実施する上に重要な役割を持つ、特別区国民健康保険事業調整条例が十月七日の部議会において議決された。国保実施へと力強い前進をいたしました。この条例は「国保」の大切な事項が各区バラバラにならぬよう一定の基準を定めており、この条例により各区は十二月一日実施を期し着々とその準備を整えております。

今回議決された条例では、既に広報等のお知らせと違った点(よくなった点)がありますのでお知らせいたします。

一、お医者さんにかかった

時皆さんが直接お支払いになる(一部負担金)割合が世帯主三割、その他が五割と世帯主の場合二割負担が減りました。

二、給付の期間が治るまでとなりました(今迄は三年間と予想されていきました)。

大体以上の二点が始めの予定よりかわった点であります。国保事業の、遂行のため今後共皆さんの御協力をお願いいたします。

尚実施後の詳しいことについては別の方法で更に皆様方に御伝えたいと思っております。

(国保課)

「国民健康保険」

追記

一、昭和三十四年度東京都豊島区才入才出追加予算案。右は提案どおり議決された。

一、東京都豊島区監査委員選任同意の件。(議員中より選任する監査委員)

右は、矢島博文議員が選任することに、同意された。

一、東京都豊島区教育委員

各特別区が「国保」を実施する上に重要な役割を持つ、特別区国民健康保険事業調整条例が十月七日の部議会において議決された。国保実施へと力強い前進をいたしました。この条例は「国保」の大切な事項が各区バラバラにならぬよう一定の基準を定めており、この条例により各区は十二月一日実施を期し着々とその準備を整えております。

今回議決された条例では、既に広報等のお知らせと違った点(よくなった点)がありますのでお知らせいたします。

一、お医者さんにかかった

時皆さんが直接お支払いになる(一部負担金)割合が世帯主三割、その他が五割と世帯主の場合二割負担が減りました。

二、給付の期間が治るまでとなりました(今迄は三年間と予想されていきました)。

大体以上の二点が始めの予定よりかわった点であります。国保事業の、遂行のため今後共皆さんの御協力をお願いいたします。

尚実施後の詳しいことについては別の方法で更に皆様方に御伝えたいと思っております。

(国保課)

昭和34年度 才入出追加 (第二次)

才 入

科 目	前回の累計額	追加予算額	計
公営企業 財源収入	24,226,000	118,049	24,344,049
都支出金	298,571,736	40,453,887	339,025,623
寄 附 金	1,000	240,000	241,000
繰越金	66,516,670	57,290,803	123,807,473
雑収入	38,788,005	38,435	38,826,440
国庫支出金	—	599,000	599,000
区税その他	587,088,106	—	587,088,106
計	1,015,191,517	98,740,174	1,113,931,691

才 出

区役所費	227,526,063	3,712,280	231,238,343
土木費	69,198,977	22,045,170	91,244,147
教育費	482,814,622	58,243,462	541,058,084
文化体育費	10,259,822	681,710	10,941,532
民生事業費	19,921,905	9,222,881	29,144,786
産業経済費	2,449,018	48,565	2,497,583
地方振興費	3,671,220	507,160	4,178,380
選挙費	10,630,753	249,000	10,879,753
統計調査費	92,714	33,180	125,894
徴 税 費	7,947,522	86,520	8,034,042
諸支出金	14,540,367	170,246	14,710,613
予 備 費	7,000,000	3,740,000	10,740,000
そ の 他	159,138,534	—	159,138,534
計	1,015,191,517	98,740,174	1,113,931,691

山中湖畔秀山荘一般に開放

リクレーシヨンにご利用を

児童生徒の夏季林間施設として七月二十日落成した区立秀山荘は夏季林間施設として使用する期間を除き区民の皆様開放することになりました。秀山荘は秀嶺富士を望む山中湖畔の清適な台地にあり、リクレーシヨンの宿舎として春秋のハイキング、冬のスキー、スケート、わかさぎ釣りなどに御利用下さい。宿泊利用は連続三日以内で、費用は一人一泊百円(小人半額)休憩は一人一回三十円で、食事はすべて自弁で指定された場所で自炊していただきます。



秀山荘の所在地は、富士吉田駅より平野行バスで

(写真山中湖・秀山荘全景)

来春卒業生の求人は職業安定所へ
10月10日～11月10日
第二回特別求人開拓月間

来年二月七日から

電話局番号が変ります

来年二月七日から都内の電話局番のうち二ケタ数字の局番が三ケタになります。今までの局番の末に「一」をつけた数が新局番になります。例えば「九五」は「九五一」という工合に変わります。お店や工場などでお得意先に配る来年度のカレンダーや手帳などには、三十五年二月七日から新しい局番になることを表示すれば、便利かと思われれます。

☆
☆
☆

(ご存じですか)

近頃犬を飼う方が非常に増えておりますが、単に犬好きというだけでなく飼っている方が多く、せっかくの名犬を飼った方が近所に迷惑をかけたりにしているのを見かけます。それは社会にとっても犬自身にとってもはなはだ迷惑なことです。大体犬は野性の動物で次第にならざるに私達のよき友達となつたの野性がいっぱいあります。犬の本質に出でくるかわかりませぬし、また動物の防衛本能から人をおそったり攻撃行動をとったりします。犬は正しい飼育で近隣の迷惑にならない様にしたいものです。この様な点から東京都では昭和32年に東京都飼い犬取締条例を定め、犬をつないでおく事や(飼養第二条)又、飼い主は犬舎の清掃清潔汚物の処理につとめ、飼犬が他人の敷地や道路、公園を荒すようなことをさせないことや犬を飼っていることを他人の見やすい所に表示したりすること(飼養第三条)が定められております。犬の病気のうち人畜にとつておそろしい病気が狂犬病ですが、この狂犬病を予防するために昭和二十五年に狂犬病予防法という法律が出来ております。若し犬にかみつかれた場合は

飼い犬の話

飼い主は届出の義務がありますが(飼犬条例第四条)かまされた方もすぐ保健所へ届けて下さい。かみつかれた犬は狂犬とされた方が安全だからです。さて犬を飼うにはどんな手続きと注意があるのでしょうか。(1)毎年四月一日現在で(一年一回)区役所か出張所で犬の登録をすること(予防法第四条手数料三百円)(2)年二回狂犬病予防注射をすること(予防法第五条費用百八十円)(3)犬はつないでおくこと(4)犬税を取ること(豊島区特別区条例第九十二条三百円)は是非守って下さい。もし登録や、予防注射をしなかつたり、留命令に反した場合、犬は捕獲され豊島区の場合ですと荒川に留所につれていかれ一定の期間をおいて処分されてしまいます(予防法第十八条)。又犬を棄てることは禁じられておりますので(飼犬条例第五条)もし不用な犬がありましたら保健所に連絡して下さい。この様に飼犬についてはいろいろごまかいことがきめられていますが、これは社会生活の安全と公衆衛生の向上をはかるために必要なこととで、犬を飼う方ははっきりとした社会責任のもとに犬のしつけをし、他人の迷惑にならないよう心掛けて下さい。犬のことについては区役所民生課(97)へ(一)で扱っております。かみつかれた場合は

若し犬にかみつかれた場合は

豊島区優良生産品の展示会

十月十六日～二十日

区内において生産される優良な製品及び販売品を総合展示して、広く一般に紹介する。第八回豊島区優良生産品展示会が区・豊島区商工連合会・豊島工業連合会、豊島区商店街連合会共催により左記の日程で開催されます。この展示会は優秀な製品を展示することにより販路の拡張、生産技術の向上品質の改良を計り本区の産業を一層振張するために関くものです。例年は振興

会場 西武デパート八階 スリーエスホール

会期 十月十六日～二十日

出品物 区内会社・工場・事業場の優良生産品試験、研究試作品

大東京観光写真コンクール

第四回大東京祭行事として部内の観光対象から取材した写真や東京オリンピックに関連する写真を一般から次の要領で募集してまいります。

題材 部内の名所、旧蹟、行事、公園、東京オリンピック等に関連する観光写真で33年11月以降撮影のもの

豊島区茶花道展

日本独自の精神文化に連なる茶道花道の振興を図る第一回豊島区茶花道展が池袋三越七階で十月十三日から十八日まで、区・豊島区教育委員会、豊茶華文化連盟の共催で

開かれます。区民の皆様の多数参加をお待ちいたしております。なおお昼間中一日二階の茶席が設けられますが、一般区民の方も参加費百円で参席できますので、ご参席下さい。

行政書士試験が行なわれます

東京都における昭和三十四年度定期行政書士試験が行なわれます。

◎試験期日 十月三十一日

◎願書受付 九月二十五日～十月二十日

◎提出先 東京都総務局行政部 部監理課

◎提出書類 願書、履歴書、受験資格証明書、写真、手数料五百円

お問合せは東京都総務局行政部監理課(20)三四八

特別区民税

第三期分の納期は

10月31日です

家庭から結核を追放しましょう

無料健康診断・予防接種

結核の死亡率は近年減少してはおりますが、依然患者の数は相当な数を示しております。どんな病気でともそうですが病気が早く発見することが大切なことです。八月から十一月にかけて保健所では結核定期健康診断と予防接種を行っております。対象は学校、職場等で定期診断を行っていない方を除いた六才以上の方で被診種目はレントゲン・ツベルクリン反応です。費用は一

日程

十月十九日	高松小学校	高松二、三丁目
十月二十日	真和中学校	椎名町一、二丁目
十月二十六日	千川小学校	千川二丁目、要町三丁目
十月二十七日	要町小学校	要町二丁目、千早町一、三丁目
十一月二日	第九出張所分室	千川一丁目
十一月四日	長崎保健所	長崎三、四丁目

(豊島長崎保健所)

豊島振興会館結婚式場

二千組目の縁結びに

区長より記念品贈呈



もと軍人や軍属であった方やこれらの遺族の方達で次の各事項に該当し、今もって恩給等の請求手続をしていない方は「昭和卅五年七月卅一日限り」で請求権がなくなりますから申請手続をして下さい。

記

1、普通恩給 (1)所定の期間在職して退職された方

兵、下士官 以上 十二年 以上 十三年 以上 十七年 以上

(2)軍人恩給廃止(昭和二十一年二月一日)前に恩給を受けたことのある方

2、普通扶助料 (1)軍人恩給廃止前に普通扶助料を受けたことのある方

(2)普通恩給を受けられる権利のある方が未請求のまま死亡された場合の遺族

3、公務扶助料 戦死又は戦病死等公務により死亡された方の遺族

4、一時恩給 引続き七年以上在職して退職された方

5、一時扶助料 一時恩給を受けられる権利のある方で未請求のまま死亡された場合の遺族

6、傷病恩給 公務のため負傷又は病弱にかかり現在なおその障害を残している方は、その程度によって恩給が支給されます。この請求は退職または定年退職の日から七年間で時効になりますから該当と思われる方はお申出下さい。

問合せ先 豊島区役所民生課(97)八〇八一

元軍人軍属の方へ

商店コンクール

華やかに幕を閉ず

本年度豊島区商店コンクールは、去る九月十四日、十五日の二日にわたり、参加商店街二、商店五十六について行われた。審査は、商店陳列、店舗構成、採光照明、サービス等あらゆる面から審査し、十五日午後四時から開いた最終審査会の結果左記の通り決定し、十月十二日栄えある受賞式が挙行されました。

なお◎は、都商店コンクールに参加いたします。

- 商店の部 (五六)**
 ◎区長賞 (三)
 池袋地区
 ◎カメヤ洋品店(大塚駅前)
 ◎美宝堂(池袋西口)
 ◎(株)片山菊香堂(椎名町)
 ◎商工連合会長賞(三)
 巣鴨地区
 ◎(有)信州屋酒店

- 池袋地区
 ◎ (株) 鶴屋呉服店 (池袋西口)
 ◎ (有) 升本酒店 (長崎十字会)
 ◎ 商連会長賞 (三)
 巣鴨地区
 ◎ 柏屋三木酒店(染井銀座)
 ◎ (株) 仲屋時計店 (池袋西口)
 ◎ (有) 鈴木園(椎名町)
 ◎ 優秀賞(一〇)
 ◎ (有) トシマ薬局 (染井銀座)
 ◎ (個) 一光堂(染井銀座)
 ◎ (個) 七福せんべい (染井銀座)
 ◎ (個) 冠城園(巣鴨一丁目)
 ◎ (有) マルキヤ洋服店 (巣鴨地蔵通り)
 ◎ (株) タザキ薬局

- (大塚駅前)
 ◎ (資) 池袋梅花亭 (西八丁堀)
 ◎ (有) タケヤ文具店 (池袋西口)
 ◎ (株) 西矢商店(池袋西口)
 ◎ (個) 長崎屋履物店 (池袋西口)
 ◎ 優良賞(三七)
 丸富士堂 (染井銀座)
 外三六店
 商店街の部(二)
 ◎ 優秀賞(二)
 ◎ 目白商業協同組合
 ◎ 長崎十字会

おすみてすかー

昭和三十四年度前期分の街路防犯灯補助金を十月末日に交付する事になります。未だ申請の済んでいない町会では至急申請書を財務課予算係へ(97)八〇六五提出して下さい。なお四月一日以降に増設又は廃止のあった場合は、略図と電気料金領収書を添付願います。

十月分米穀の配給

- 第一回 内地米 五五分
 十月一日～十月十日
 第二回 内地米 五五分
 十月十一日～十月二十日
 第三回 内地米 五五分
 (精算配給)
 十月二十一日～十月三十一日
 新米を上旬一日分、中、下旬二分計三分配給する。
 第四回 徳用米(1)
 うるち米一日分
 もち米一日分
 十月一日～十月三十一日
 第五回 徳用米(2)四日分
 十月一日～十月三十一日
 第六回 徳用米(3)十五日分
 十月一日～十月三十一日
 内地もち米又は徳用米(1)もち米の特配
 十五日分の枠外配給として一人一キログラム。

お知らせ

十月三十一日は34年度自動車税第二期分の納期です。お近くの銀行、郵便局、信用機関等の金融機関が税務事務所へお納め下さい。(豊島税務事務所)

豊島区史蹟名所

鬼子母神

雑司ヶ谷三丁目にある鬼子母神は正親天皇の永祿四年雑司ヶ谷の柳下若狭守の下男山本ケ谷の柳下若狭守に堀り出した法華経の中に示された訶利天女即ち鬼子母天の御姿を現わした頭上に角が二つ出て、目は丸く、口は大きい鬼の容相をした、丈凡そ六寸ほどの鬼子母神像をまつてある。始め雑司ヶ谷の大行院に安置したが、一僧が密かに安房に持ち帰ったところ、この僧が発見し「我は武蔵国雑司ヶ谷の鬼神、昔は名家に崇拝されたが久しく泥土の底に隠れた今彼の地の衆生縁縁に熟せるゆ



え、再び出現して済度すべき時いたるに、この僧が故なく誘い来る。みな人疾く我をその処に送り還せよ」と口走った。里の人は大いに驚いて大行院に送り返したという。これが世に伝えられ参詣人が多くなり有志が相談の上堂宇を建立したと伝えられてゐる。鬼子母神はインドの訶利天女で千人の子を持つが常に他人の子を食したところ救迦が一子をかくしたところ救悲しんだので「千人中一子を失つても救くのに子を食された親の救きは如何」とさしたところ仏に帰依したという。この為児童受護の神として信仰を集め境内の樹齢四百年のいちじょうと呼ばれ民心を集めている。大門通りより鬼子母神堂までの間の十数本の樺並木はこのいちじょうと共に天然記念物に指定されている。又鬼子母神堂は、今日五日の東京都の文化財専門委員会議で都文化財として指定された。(写真 天然記念物榊並木)

伊勢湾台風被災者に

援助の手を差しのべましょう

義援金品は 区役所 出張所 で受け取ります

義援金は十一月末日まで
 義援品は十月二十七日まで

趣味でつながる 青年文化教室

職場に学校にそれぞれの道にそんでおられる青年の皆様が余暇のひと時を最高度に活用し、明日の新しい活躍にそなえて同じ趣味を持つ者が集まり情操を高めよう文化教室が開設されます。ご希望の方は十月十七日までに教育委員会文化係にお申込み下さい。定員はいずれも五十名で時間は陶芸は午後一時～三時その他は午後七時～九時まで参加料は無料です

場所	科目	講義日	講師
雑中俳句	俳句	十月二十六日	白炎主宰
大塚中短歌	短歌	十月三十日	河合吾人
大塚中音楽鑑賞	音楽鑑賞	十月二十九日	阿部静枝
雑中スケッチ	スケッチ	十月二十六日	キングレコード長島卓二
池・中陶芸	陶芸	十月十九日	豊島区美術協会春日部たすく外
		十月十七日	池田教諭 巽一太郎
		十月十八、三十一	

豊島区現況

世帯	92,455
人口	327,655
男	167,661
女	159,994
現在	34.10.1日